

東彼杵町のケアマネジメントに関する基本方針

健康ほけん課介護保険係

令和3年3月作成

1. 策定の趣旨

介護保険の理念に基づく要介護者等の支援とは、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護状態の軽減又は悪化の防止を目的とした保険給付等を行い、その保険給付等については、要介護者の心身及び環境等に応じて、要介護者の選択に基づき提供されるよう配慮して行うよう介護保険法に規定されています。

この介護保険の理念に基づいた支援を行うため、介護支援専門員等は介護保険法並びに関係法令等を遵守し、制度全般の専門的な知識と利用者への深い理解により、自立支援・重度化防止に資することを目的としたケアマネジメントを行う必要があります。

この基本方針は、町のケアマネジメントのあり方を明確にし、町と介護支援専門員等で共有することで、高齢者等の能力に応じたケアマネジメントを推進することを目的として策定しました。

2. 居宅介護支援に関する基本方針

町では、「東彼杵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」及び「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)」に基づき居宅介護支援に関する基本方針を以下のとおり定めました。

- ① 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は事業者などに不当に偏らないよう、公正中立に行います。
- ④ 町、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護（介護予防）支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者（障害者支援）などとの連携に努めます。
- ⑤ 要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。
- ⑥ 自らその提供する居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

3. 介護予防支援に関する基本方針について

町では、「東彼杵町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例」及び「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)」に基づき介護予防支援に関する基本方針を以下のとおり定めました。

- ① 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえた多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、指定介護予防サービス等が特定の種類又は事業者などに不当に偏らないよう、公正中立に行います。
- ④ 町、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護（介護予防）支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者（障害者支援）、その他地域における様々な取組みを行う者などとの連携に努めます。
- ⑤ 利用者の介護予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。
- ⑥ 介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標指向型の介護予防サービス計画を策定します。
- ⑦ 自らその提供する介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

4. 東彼杵町のケアプラン点検について

町では、地域支援事業の任意事業における介護給付費適正化事業として居宅介護支援事業者を対象としたケアプラン点検を行います。

ケアプラン点検は、国が示している「ケアプラン点検支援マニュアル(平成20年7月18日発出 介護保険最新情報Vol.38)」の趣旨に沿って行います。

基本的には運営基準違反やサービスの不適正な利用がないかを確認するといったものでなく、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ、自立支援・重度化防止に資する適切なケアプランとなっているかを保険者と共に検証確認しながら介護支援専門員の「気づき」を促すとともに、保険者においても介護支援専門員が抱える問題点の把握、必要な措置の検討、今後の町の施策等に有用な情報収集の場になるものと考えて行います。

5.地域ケア会議の活用

町では、高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、個別事例の課題に対する対応をリハビリ専門職、薬剤師及び管理栄養士等の多職種により検討する自立支援型地域ケア個別会議を毎月1回開催しています。

この会議では、多職種の視点で検討することで、多様な意見や助言を求める事ができ、支援者のスキルアップ、ケアマネジメントやケアの質の向上に繋がります。

「東彼杵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」第15条第5項において指定居宅介護支援事業者は地域ケア会議へ協力するよう定められています。

ケアマネージャー等は、要支援者の課題解決やQOLの向上のため、積極的に地域ケア会議の活用してください。